

平成28年度

根室管内町職員採用 資格試験のお知らせ

1 試験区分及び採用予定人員

- 各町の試験区分及び採用予定人数、また今回記載のない試験区分については、町のホームページを確認するか、右記までお問合せください。

2 受験資格

- 一般事務職
 - ①初級試験 短大卒業程度及び高校（専門学校を含む）卒業程度の学力を有する者
平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
 - ②上級試験 大学卒業程度の学力を有する者
昭和63年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

3 試験方法

- 一般事務職(初級・上級)
教養試験、作文試験（初級）、論文試験（上級）
事務適性検査

4 試験期日、会場

- 平成27年9月20日(日)午前9時から、中標津町役場

5 受付期間、申込先

- 平成27年7月6日(月)から8月14日(金)
※受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日曜及び祝日を除く）
※郵送の場合は、平成27年8月14日(金)までの消印があるもの

- 申込先 応募先の町役場

6 問合せ

- 各町役場総務課

別 海 町（総務課人事厚生担当）

TEL0153-75-2111

中標津町（総務課職員係） TEL0153-73-3111

標 津 町（総務課職員担当係）

TEL0153-82-2131

羅 臼 町（総務課職員担当係）

TEL0153-87-2111

- 根室町村会

TEL0153-22-2369

※平成28年度根室管内町職員採用資格試験公示日が平成27年7月1日のため、現在確認できる情報で広報に掲載しております。

ご迷惑をおかけしますが、詳細・ご不明な点は下記までお問合せください。

問合せ／人事厚生担当（内線2114・2115）

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度の平成26年度の運用状況についてお知らせします。

平成26年度における個人情報保護制度の運用状況（平成27年3月31日現在）

1 自己情報の開示請求の状況

区 分	開示の請求	処理の状況		
		開示	部分開示	その他
件数	1件	1件	0件	0件

2 開示請求の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	1件
そ の 他	0件
合 計	1件

3 不服申立ての状況

非開示の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

平成26年度における情報公開制度の運用状況（平成27年3月31日現在）

1 情報公開の状況

区 分	公開の請求	処理の状況		
		全部公開	部分公開	その他
件数	2件	1件	0件	1件

2 情報公開の請求者別内訳

区 分	人 数
町内に住所を有する者	1人
町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0人
その他上記以外のもの	1人
合 計	2人

3 情報公開の実施機関別内訳

区 分	件 数
町 長	2件
そ の 他	0件
合 計	2件

4 不服申立ての状況

非公開の決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはありませんでした。

問合せ／総務行政担当（内線2111・2112）

防犯対策情報

車上ねらいに注意!

中標津警察署管轄内での平成26年度の車上ねらいの認知数は**15件**で、被害車両のほとんどは無施錠状態でした。発生日は、土・日・祝日が8割を占め、公園や公共施設の駐車場が狙われている傾向にあります。



被害防止のための3つのポイント

- 車を離れる時は、必ず鍵をかける。
- 車内にバックなどの貴重品を置きっぱなしにしない。
- 明るく、人目のある駐車場に駐車する。

防犯対策を徹底して、車上ねらい被害ゼロを目指しましょう。

道路交通法が改正されました

平成27年6月1日から道路交通法が改正され、自転車運転中に下記のような危険なルール違反を繰り返すと自転車運転者講習を受講していただくことになりました。

例えば…



その他の違反項目

- 踏切遮断時の立入り
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車の使用
- 通行禁止違反
- 通行区分違反

自転車の安全な利用を心がけましょう

夏の交通安全運動

7月11日(土)から20日(月)までの10日間は、夏の全国交通安全運動期間です。

期間中は、気温も高くなり、観光やレジャーで外出する機会が増えます。「事故防止は家庭から」を合言葉に、安全・安心なまち、別海町を目指しましょう。

次の4つの重点項目に注意しましょう

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 二輪車・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- 4 交差点の交通事故防止

AEDを町内コンビニに設置

町では、AED（自動体外式除細動器）設置箇所として、新たにコンビニエンスストア5店舗を追加しました。AEDは、これまで各公共施設や各学校を中心に設置しておりましたが、夜間でも多くの町民が利用可能なコンビニエンスストアに設置することで、救命救急の可能性を更に高めることが可能と考えています。

配備したコンビニエンスストア

- セイコーマート富田屋店
- セイコーマート川上店
- セブンイレブン宮舞店
- セブンイレブン緑町店
- セブンイレブン西春別店

※コンビニエンスストアに配備したAEDの使用については、コンビニ従業員が使用対応するものではなく、AEDの受渡しや貸出しのみを行いますので注意願います。



問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

協同転地演習について

矢臼別演習場で、陸上自衛隊の中部方面隊による訓練が実施されます。

- 目的 陸上、海上及び航空の各種輸送手段を併用した長距離機動能力の向上を図るとともに、転地先における訓練を実施し、方面隊の即応性の向上を図る。

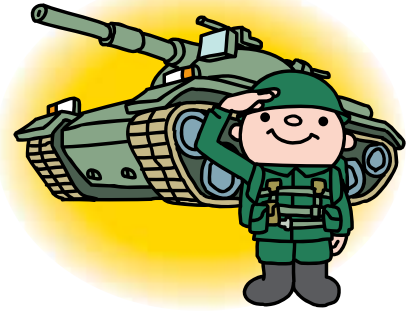
■演習期間 6月22日(月)から7月16日(木)

■矢臼別演習場における訓練 7月3日(金)から7月8日(水)

■期間中の移動訓練 往路 6月22日(月)から7月2日(木)
復路 7月9日(木)から7月16日(木)

■場 所 矢臼別演習場

■訓練部隊 中部方面隊第13旅団基幹 ●人員 約2,000名 ●車両等 約600両 ●航空機：約10機



問合せ／地域政策担当（内線2217）

広報別海が 町内のお店で 受け取れます



広報別海が、町内のごみ袋指定取扱店の一部、又は中央・西・東公民館で受け取ることができるようになりました。協力店舗等は以下のとおりとなっておりますので、ご活用ください。

なお、配布数には限りがあります。あらかじめご了承ください。

地区名	広報別海を受け取ることができる店舗
本 別 海	別海漁業協同組合購買店舗
上 風 連	上風連郵便局
別 海	セブンイレブン宮舞店、セブンイレブン緑町店
中 春 別	Aコープ中春別店、大和屋商店
西 春 別	小原商店
上西春別	セブンイレブン西春別店
上 春 別	ファミリーショップたにかわ、Aコープ上春別店

※店舗・公民館での配布は、毎月10日頃となります。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

徴収対策の強化について

町では、法令等に則り自主納付による納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「連絡がない」「誓約を守らない」などの場合には、税負担の公平性を欠くことから、預貯金・給与・生命保険などの調査や差押えを執行しますので承知願います。

本年度の債権の調査・差押件数

■債権の調査～858件

■債権の差押～ 51件

（平成27年5月末現在）

納付が困難な場合は必ずご連絡願います

問合せ／収納対策担当（内線 1115・1116）

農業用機械からの火災に注意!

これからの牧草収穫期は、トラクターやロールベラーなど農業用機械からの火災が毎年頻発しております。次のことに注意し、火災予防に努めましょう。



火災を起こさせない5つの点検項目

- ☐ バッテリー端子の緩みはないか
- ☐ ギア、ベアリングの破損はないか
- ☐ P T O回転軸に牧草が巻きついていないか
- ☐ エンジンルーム内やハッチ内部に牧草等は堆積していないか
- ☐ 作業前、作業中、作業後における点検と清掃を心掛けてください。



火災の被害を減らす3つの行動指針

- ☐ 機械の異常を発見した場合は、直ちに使用を停止し、整備業者による点検を受けましょう。
- ☐ 農業用機械に消火器や水を入れたペットボトルなどを積載し、火災の拡大を防ぎましょう。
- ☐ 農作業中の喫煙は、火種が飛び火災や、やけどの原因となります。非常に危険ですのでやめましょう。

平成27年度「危険物取扱者保安講習」の開催

消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習が、次のとおり実施されます。

1 受講対象者

- (1) 危険物取扱者のうち、現在危険物の取扱作業に従事している方で、平成25年3月31日以前に受講された方。
- (2) 新たに危険物の取扱作業に従事することになった方は、従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。
- (3) (2)に該当する方で、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合は、その免状交付日又はその講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

注1：保安講習受講義務のある方が受講しなかった場合は、消防法第13条の2の規定により免状の返納を命ぜられることがありますので、上記に該当する方は必ず受講してください。

注2：危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、受講する義務はありません。

2 講習日時・受講対象者

平成27年7月30日(木) 午前9時30分から午後0時30分 給油取扱所以外の施設の危険物取扱者が対象
午後1時30分から午後4時30分 給油取扱所の危険物取扱者が対象

3 講習場所 標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津消防署 講堂

4 受講申込について

- 申込締切 平成27年7月20日(月)まで(講習10日前までに申込書の提出が必要です)
- 申込書 消防本部又は最寄の消防署にて配布しています。

問合せ／別海消防署 予防課 TEL75-2200

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
7月	9日(木)	14日(火)	21日(火)
8月	6日(木)	11日(火)	18日(火)

【受付は9:45から、運動教室は10:00から開始します】

※会場の都合や天候により予定を変更する場合があります。

参加
対象者

- ① 65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ② 誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしたい方(64歳以下でも可)。
 - ③ 介護認定を受けていない方。
- ※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込みください。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いいたします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■ 問合せ／TEL79-5500 (直通) 別海町役場 1階福祉部内